

養育特例 をご存知ですか？

目次

○養育特例ってどんな制度？

○どんな人が申出をすることができるの？

○養育特例を受けることができる期間は？

○どんな時に申出をすることができるの？

○養育特例の事例

事例Ⅰ（第1子について申出されるケース）

事例Ⅱ（第1子の養育特例期間中に第2子が生まれたケース）

事例Ⅲ（産休や育休を取得しないケース）

○養育特例の申出の手続きの流れ

○養育特例ってどんな制度？

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が低くなった場合に、共済の掛金は実際の低い標準報酬月額をもとに算定・徴収しますが、将来もらえる年金は、子が生まれる前の高い標準報酬月額で計算する制度です。

標準報酬月額の減少の理由は問
いません。

例：子供の養育で超勤手当が減
った。

など

将来の年金を計算する基準となる標準報酬月額は、子が生まれた月の前月の標準報酬月額となります。なお、実際の標準報酬月額が基準となる標準報酬月額より高い月は、実際の標準報酬月額をもとに掛金を算定・徴収するとともに年金を計算します。

○どんな人が申出をすることができるの？

3歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員なら誰でもできます。

- 子が扶養認定を受けている必要はありません。
- 父母いずれも申出をすることができます。
- 産休や育休を取得していない方も申出をすることができます。
- 子が3歳を超えている場合（※）でも申出をすることができます。

「産休」とは、掛金免除された
産前産後休業期間のことです。

「育休」とは、掛金免除された
育児休業期間のことです。

※ 申出日の属する月の前月から遡って2年間のうちにあるものに限り養育特例を受けることができます。

○養育特例を受けることができる期間は？

次の「開始」に該当する日の属する月から、「終了」に該当する日の属する月の前月までが養育特例の適用期間となります。

開始	終了
① 3歳未満の子を養育することとなった日	① 養育している子が3歳に達した日
② 3歳未満の子を養育する者が新たに共済組合の組合員の資格を取得した日	② 他の3歳に満たない子の養育特例の申出をした日
③ 産休が終了した日の翌日	③ 子を養育しないこととなった日
④ 育休が終了した日の翌日	④ 産休を開始した日
	⑤ 育休を開始した日
	⑥ 組合員が死亡した日、又は退職した日（組合員でなくなった日）

○どんな時に申出をすることができるの？

- ◆ 3歳未満の子を養育することとなったとき。
- ◆ 3歳未満の子を養育している方が組合員の資格を取得したとき。
- ◆ 産休や育休を取得している方は、復職したとき(※)。

※ 養育特例の申出をした後に育休を取得した場合でも、同一の子について改めて申出を行うことができます。

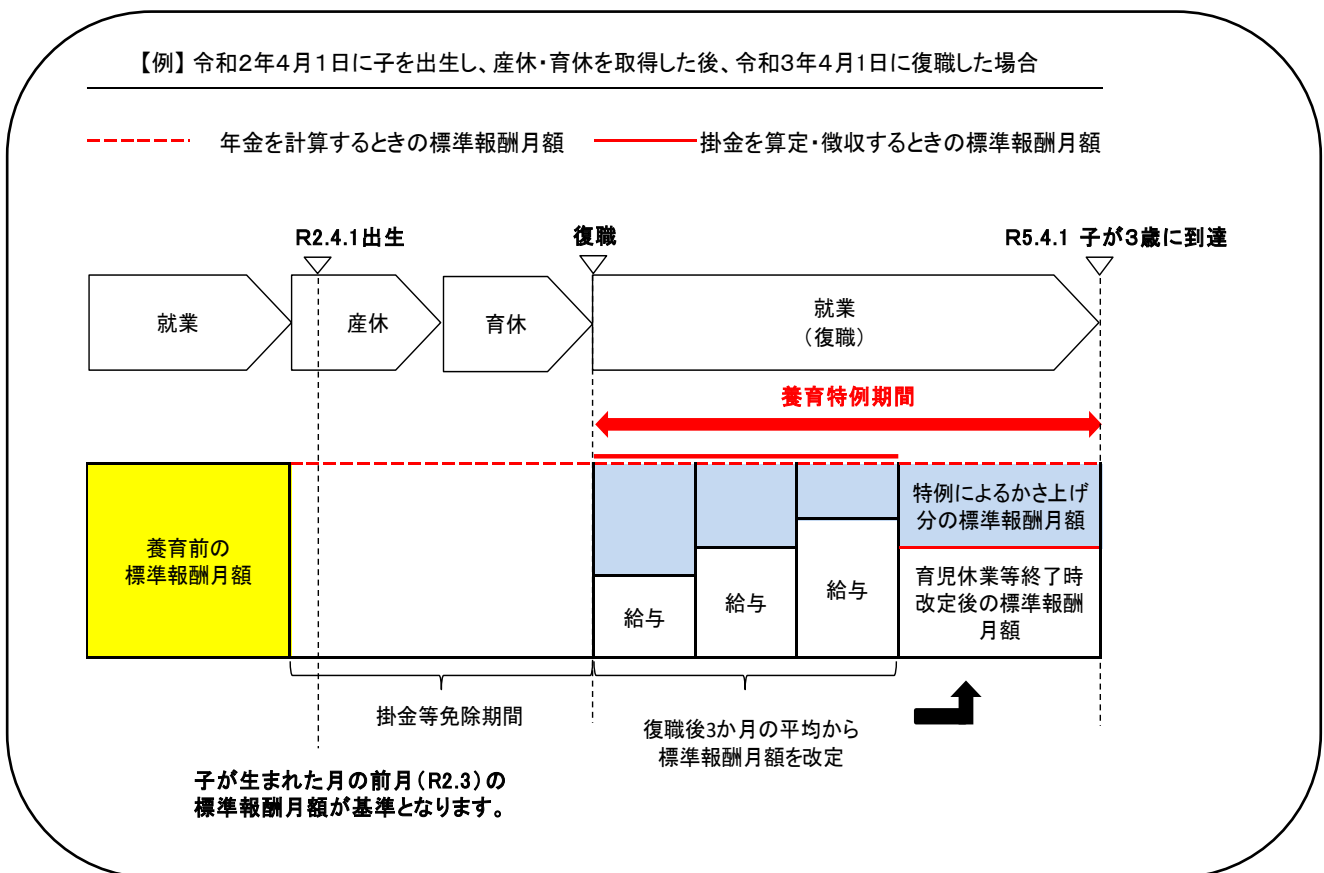
<注意>

第1子の育休を終了した月に、第2子の産休を取得した場合など、申出をした月に終了の事由が発生したときは、申出をすることはできません。

申出をすることができるのかわからない・・・という場合は、共済組合までお問い合わせください。

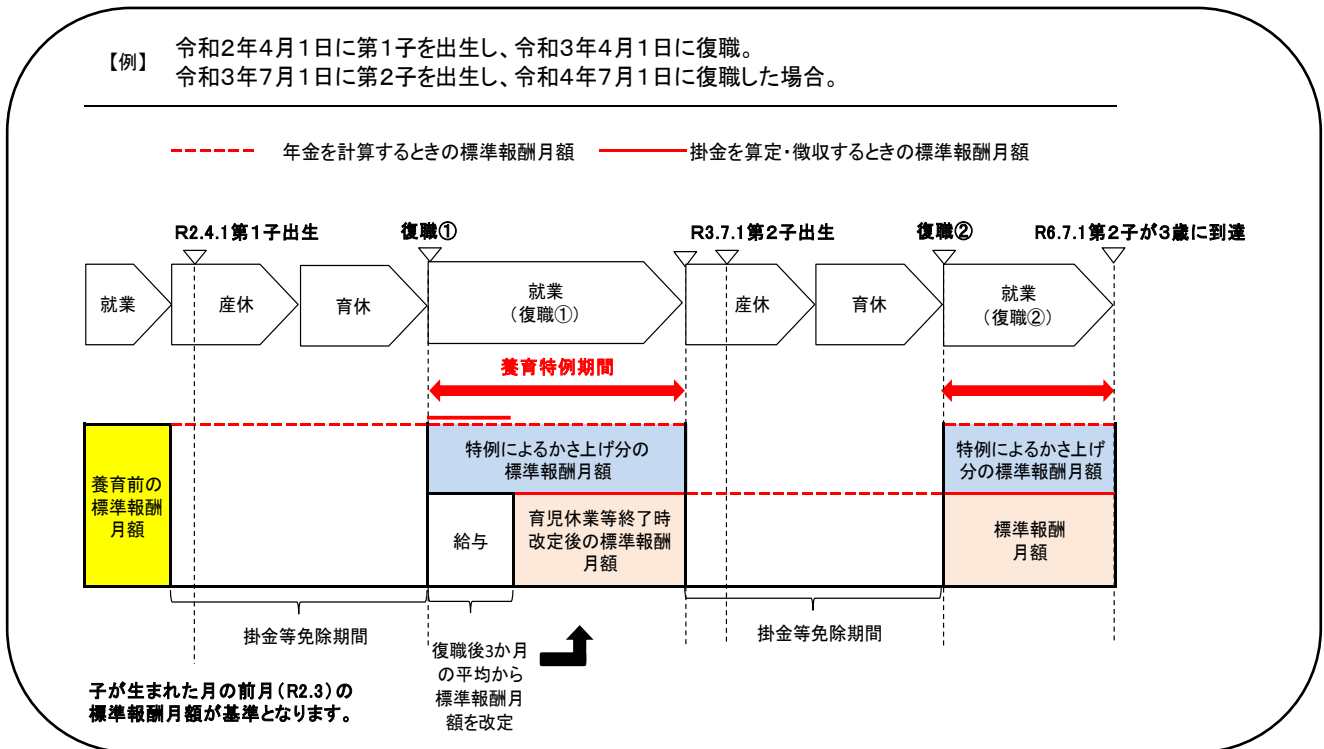
○養育特例の事例Ⅰ（第1子について申出されるケース）

事例Ⅰの養育特例期間は、復職した日の属する月から、子が3歳に到達する月の前月までです。



○養育特例の事例Ⅱ（第1子の養育特例期間中に第2子が生まれたケース）

事例Ⅱの養育特例期間は、（1）復職①の日の属する月から、第2子の産休を取得した日の翌日が属する月の前月までと、（2）復職②の日の属する月から、子が3歳に到達する月の前月までです。



- 第1子に係る養育特例が終了する前に、第2子の産休又は育休を取得した場合は、第1子の養育前の標準報酬月額が第2子に引き継がれます。
- 第1子の育休を終了した月に、第2子の産休を取得するなど、第1子に係る養育特例を適用できる期間がない場合、もしくは第2子の産休又は育休を取得したときに、すでに第1子に係る養育特例が終了している場合は、標準報酬月額の引き継ぎはありません。

○養育特例の事例Ⅲ (産休や育休を取得しないケース)

事例Ⅲの養育特例期間は、子を出生した日から、子が3歳に到達する月の前月までです。

【例】令和2年4月1日に子を出生した場合(産休や育休を取得しない場合)

